

○羽曳野市議会傍聴規則

制 定 昭 56. 3. 30 議会規則 1

最近改正 令 6. 11. 28 議会規則 1

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所(以下「交付場所」という。)で傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議当日に交付し、傍聴券の交付を受けた者は、当該傍聴券が交付された日に限り傍聴することができる。

3 前項に規定する傍聴券の交付は、交付場所において、会議の開会予定時刻の 30 分前から先着順に行う。ただし、開会予定時刻の 30 分前の時点で傍聴を希望する者が定員を超えている場合は、抽選の方法によるものとする。

4 傍聴券の交付を受けた者は、係員から求めがあった場合は、これを提示しなければならない。

5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場するときは、これを係員に返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 4 条 傍聴人の定員は、74 人とする。

(議場への入場禁止)

第 5 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラツパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙しないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決のあつたときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(昭和56年3月30日施行)

2 羽曳野市議会傍聴規則(昭和34年羽曳野市規則第30号)は、廃止する。

附 則(令和6年11月28日議会規則第1号)

この規則は、令和6年11月29日から施行する。